

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(選挙長等の報酬)</p> <p>第1条 宮代町選挙管理委員会の管理する選挙又は投票における選挙長等の職務に対する報酬は、1回の選挙又は投票ごとに次の区分に応じ、当該区分に定める額を支給する。</p> <p><u>選挙長 12,200円</u></p> <p><u>投票所の投票管理者 14,500円</u></p> <p><u>期日前投票所の投票管理者 1日につき12,800円</u></p> <p><u>開票管理者 12,200円</u></p> <p><u>投票所の投票立会人 12,400円</u></p> <p><u>期日前投票所の投票立会人 1日につき10,900円</u></p> <p><u>開票立会人 10,100円</u></p> <p><u>選挙立会人 10,100円</u></p> <p>2 前項に規定する選挙につき、更正決定、繰上補充又は無投票となったときの選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の職務に対し支給する報酬の額は、前項の規定にかかわらず、次の区分に応じ、当該区分に定める額とする。</p> <p><u>選挙長 6,100円</u></p> <p><u>選挙立会人 5,050円</u></p>	<p>(選挙長等の報酬)</p> <p>第1条 宮代町選挙管理委員会の管理する選挙又は投票における選挙長等の職務に対する報酬は、1回の選挙又は投票ごとに次の区分に応じ、当該区分に定める額を支給する。</p> <p><u>選挙長 10,800円</u></p> <p><u>投票所の投票管理者 12,800円</u></p> <p><u>期日前投票所の投票管理者 1日につき11,300円</u></p> <p><u>開票管理者 10,800円</u></p> <p><u>投票所の投票立会人 10,900円</u></p> <p><u>期日前投票所の投票立会人 1日につき9,600円</u></p> <p><u>開票立会人 8,900円</u></p> <p><u>選挙立会人 8,900円</u></p> <p>2 前項に規定する選挙につき、更正決定、繰上補充又は無投票となったときの選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の職務に対し支給する報酬の額は、前項の規定にかかわらず、次の区分に応じ、当該区分に定める額とする。</p> <p><u>選挙長 5,400円</u></p> <p><u>選挙立会人 4,450円</u></p>

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例
新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第9条 宮代町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、公職の候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)とする。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第13条 宮代町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に55,000円を加えた金額を当該</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第9条 宮代町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、公職の候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)とする。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第13条 宮代町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に55,000円を加えた金額を当該</p>

改 正 案	現 行
<p>選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>